



# エドガァ王の幣制改革について(その2) : 証拠と仮説

戸上, 一

---

(Citation)

国民経済雑誌, 133(5):34-51

(Issue Date)

1976-05

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00171995>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00171995>



# エドガ王の幣制改革について(その2)

—証拠と仮説—

戸 上 一

小稿は、「エドガ王の幣制改革について(その1)」, 国民経済雑誌, 133巻2号, 50-70ページ, の続篇であり, 前稿(その1)においては, エドガの治世の末期に想定される貨幣制度の改革とその後の幣制の展開について, ドリイ Michael Dolley の所説を中心に, 1) 彼の学説の内容, 2) 学説が依拠している証拠, 3) 主として推測によって主張される部分とその根拠, を検討した。

## VI

以上, 1) 新しい貨幣制度が973年9月29日に始められ, 2) 銀貨 pening の様式 (type) の変更が6年周期で定期的に実施されたというドリイの仮説の根拠を説明した。つぎに検討しなければならないのは, 仮説の根拠として言及されたこれらの証拠が, 証拠としてはたして適当なものかどうか, 複数の証拠を結び付ける, その結び付け方に疑問はないのかという点である。

i まず, 原則の問題から考えてみよう。ドリイの仮説が主張されうするためには, 定まった周期での鑄貨の様式 (type) の変更 (とそれにもなう新・旧貨の強制的な交換) が, 前提条件として, 認められていなければならない。これは自明の論理である。ところが, この必須の前提にたいして, グリアスン Philip Grierson とライアン Stewart Lyon が, それぞれ「王立古銭学会」 Royal Numismatic Society, 「イギリス古銭学会」 British Numismatic Society の会長演説で否定的な見解を発表し, スカンディナヴィアでもマルマ Brita Malmer が同様な意見を述べている。彼らの基本的な論旨は, いずれも, 1) ドリイの仮説が成り立つためにはなお証拠が不十分であり, 2) 彼の描くような貨幣制度は漸次的な発展によって形成されたと考える方がより蓋然性が高い, という

ものである。

まず、<sup>69</sup>グリアソンはこういつている。1) 新・旧貨の強制的な交換にかんし、文字で書かれた史料の欠けていることが不満である。10世紀後半、11世紀のイングランドはそのような史料を期待してよい時代であり、かりに新・旧貨の定期的・強制的な交換が実行されていたとすれば、同時代の数多い法典のどこかに、(廃貨された)旧貨を交換しないばあいの罰則ぐらゐは載っていてもよさそうである。にもかかわらず、このような言及はまったく見当たらない。したがって、2) 古銭学的な証拠のみの示すところでは、国民的な鑄貨(a national coinage)がエドガによって確立され、ついでエセルレドによって鑄貨の様式の変更が実行にうつされ、様式の変更から生ずる金銭的利益が明白になるにつれて、様式変更の規則性が原則になっていった、ということ以上はいいえない。つまり、新しい貨幣制度は、事態の継起的な反復をつうじて、あまり劇的にはなく出現したということになる。

同様に、<sup>70</sup>ライオンも証拠の不十分さを指摘するが、とくに、1) エセルレドの First Hand type と Second Hand type の pening を独立した別個の様式に分類することの不適切さ(後述)を強調し、2) 新しい様式の鑄貨を発行するための必要性は、むしろ等しい時間的間隔においては生起しないような要因によって影響されていたのではなかったか、<sup>71</sup>といっている。

マルマ女史の言及はペータソン Bertil Petersson の話題の著書への長文の書評のなかでなされており、<sup>72</sup>1) 文字で書かれた史料が何も語っていない以上、鑄貨の定期的な改鑄についても、その周期の長さについても、すべての主張は純然たる推測にすぎないこと、2) ドリイの6年周期説も、ペータソン

69 Philip Grierson, Numismatics and the Historian: President's Address to the Royal Numismatic Society, *Numismatic Chronicle*, 7th ser. ii (1962), pp. viii-xiv.

70 Lyon, *Brit. Num. Journal*, xxxv, p. 34.

71 Lyon, Historical Problems of Anglo-Saxon Coinage — (4) The Viking Age: President's Address to the British Numismatic Society, *Brit. Num. Journal*, xxxix (1970), p. 199.

72 Brita Malmer, Review: Bertil Petersson, Anglo-Saxon Currency: King Edgar's Reform to the Norman Conquest, *Brit. Num. Journal*, xxxix (1970), pp. 171-180.

の 7 年周期説もともに、クヌートの Short Cross type にかんし、イングランド、スカンディナヴィア双方の古銭学的・記述的史料に少しも適合していないこと、

3) 現存の証拠の示すところは、アセルスタン Athelstan (924-939 年) の時代に溯り、エドガの治世いらい明確にあとづけうる幣制の漸次的な発展であり、とくに 970 年代以降、鋳貨にたいする王権の統制がいちじるしく強化され、多種の様式の鋳貨があいついで発行されたことにすぎない、といっている。

これら一連の原則的な批判にたいし、ドリイはとくに反論をくわえてはいない。周期的な改鋳説という点で、ドリイの主張と基本的な共通点をもつペータソンが、上記のグリアスの批判に反駁しているのが目立つ程度である。<sup>73</sup> ペータソンの反論は、1) 改革それ自体がひとつの *renovatio monetae* を意味しており、それゆえ、鋳貨の様式の変更から生ずる利益は計画の当初から明白だったはずである。2) 特定様式の鋳貨がどれだけの期間有効であるかを知っていた方が、一般の人びとにとっても好都合である。3) 現存鋳貨からみたイングランドの貨幣史も、*renovatio* がもっぱら支配者の恣意によって実施されたという印象を与えるものではない、という点からなっている。

ii) ともかく、周期的な改鋳の原則が仮説以上の確かさをもっていないことは明らかである。しかし、原則は原則として、現実に 973 年に始まる 6 年周期の各改鋳期を証明するものとして、ドリイが引証した諸事実の妥当性はどのようなのであろうか。

1) 973 年。新しい貨幣制度の開始を 973 年となすことには、まず、グリアスンの批判がある。<sup>74</sup> i) エドガにつづく諸王の在位年数と、その間に発行された鋳貨の様式 (type) 数から計算して、周期が多分 6 年であり、エドガの戴冠式の年である 973 年に始まる 6 年周期を想定すれば、全体の年数がうまく適合するということだけでは、唯一の記述史料、ロージャ・オブ・ウェンドウヴァの指定する 975 年を修正する理由には弱すぎる。ii) かりにエドガが *renovatio*

<sup>73</sup> Petersson, A-S. *Currency*, pp. 85-86.

<sup>74</sup> Grierson, *Numismatic Chronicle*, 7th ser. ii, p. xiii.

monetae の制度の創始を企図していたとしても、最終的に到達された改鑄の周期が当初から確立されていたとみるのはやはり無理ではないか。iii) エドガが、彼の戴冠式を、その権威のおよぶ広さを誇示するような性格の新鑄貨の発行で祝おうと望んだ可能性は考えられるが、それにしても、中世において類似の事柄が企画・実行されたばあいのルーズな仕方を考えると、2つの出来事のあいだに時間的なずれのある方がむしろ普通ではないか、というのが彼の理由である。また、975年に始まる7年周期説をとるペータァソンも、当然973年説は受け入れていない。彼は、iv) First Hand type, Second Hand type を Hand type として1個の様式に分類し、975年から1017年までの42年間に、Small Cross type → Hand type → Crux type → Long Cross type → Helmet type → Last Small Cross type の6様式を当て嵌め、それによって7年周期説を得ているが、この975年説はロージャの記述とも一致するといいい、さらに、v) エドガの Small Cross type の打型 (die) 数が多い点 (前稿、64-65ページ) についても、それが “Reform” type であり、そのときまでイングランドに流通していたすべての銀貨 pening を一挙に代替しなければならない必要から、当然 die 数も多くなること、量目の変動幅もいわれるほど大きくはない、といっている。<sup>76</sup>

2) 979年。i) ドリイのあげる2つの出来事、*Anglo-Saxon Chronicle*, MS. C, s. a. 980. の伝えるチェジャの蹂躪とチェスタ (1914年の出土) の埋蔵の同時的生起を裏付ける証拠は何もない。この時代、ヴァイキングによる襲撃の危険性はつねに顕在していたのである。また、ii) チェスタ造幣所製造の pening が少ないことも決定的な証拠とはなりにくい、とペータァソンが<sup>77</sup>いっている。

3) 985年。First Hand type から Second Hand type への変更については、

75 グリアスンがあげているのはシャルルマーニュ Charlemagne (768-814年) の例である。シャルルマーニュは、800年12月25日の皇帝への戴冠後、翌年3月末の日付をもつチャータでも、なお国王の称号を用いており、皇帝の称号が使用されるようになるのはそれ以後のことである。さらに、鑄貨に圧印された彼の称号が Rex Francorum から Imperator Augustus へと変るのは、その治世の最後2年間のみの出来事である。Grierson, *Numismatic Chronicle*, 7th ser. ii, pp. xiii-xiv.

76 Petersson, *A-S. Currency*, pp. 84-85.

77 Petersson, *A-S. Currency*, p. 75.

様式 (type) の分類上、非常に強い批判がある (後述)。

4) 991年。この年に推定される Second Hand type から Crux type への様式の変更については、さほど強い批判は見当たらない。ただ、ライアンが、スカンディナヴィアでの Crux type の (後期の、軽い鋳貨を含む) 出土数が大きいこと、とくにテムズ河口附近の造幣所の製品が目立つことから、Crux type の発行をヴァイキングの襲撃にむすびつけるのならば、991年に限らず、オラフ Olaf Tryggvason とスウェーデン Swegen によってロンドンが攻撃された994<sup>78</sup>年 (次項を参照) も、同様に可能性があるのではないかと指摘している。<sup>79</sup>

5) 997年。i) モサップ Henry Mossop やライアンによるリンカン造幣所の調査・研究によれば、初期の発行に属する Long Cross type の銀貨 pening が大量にスカンディナヴィアへ流出している。<sup>80</sup> 他方、ii) 前項と重複するが、*Anglo-Saxon Chronicle*, MSS. E, F, s. a. 994. によれば、この年、オラフとスウェーデンに率いられたヴァイキングの軍勢がイングランド南東海岸を蹂躪して、サザムプトンに冬営し、16,000ポンドの支払いを受けている。オラフはアンドウヴァ Andover, Hants. で堅振をうけたのちにイングランドを離れている。ヴァイキングの帰還が Long Cross type の流出を惹き起こしたとすれば、この様式の発行は994年に始まるとみることはできないのか、とライアンが<sup>81</sup>いっている。

6) 1003年。この年度についても多くの問題が指摘されている。まず、i) *Anglo-Saxon Chronicle*, MSS. E, F, s. a. 1003. をよく読むと、ヴァイキングはウィルトンを略奪するまえに、エクセタを完全に破壊している。<sup>82</sup> とすれば、ドレイ流に解釈すれば、エクセタ造幣所の製造にかかる Helmet type の pening は存在しないはずである。しかし、事実は存在し、それも初期の発行に属すると

78 *Anglo-Saxon Chronicle*, MSS. E, F, s. a. 994. Plummer, *Saxon Chronicles Parallel*, i, pp. 126-129.

79 Lyon, *Brit. Num. Journal*, xxxix, pp. 199-200.

80 C. S. S. Lyon, *Analysis of the Material*, in Mossop, *Lincoln Mint*, p. 18.

81 Lyon, *Brit. Num. Journal*, xxxix, p. 200.

82 Plummer, *Saxon Chronicles Parallel*, i, pp. 134-135. 原文はこうである。"Her was Eaxeceaster abrocen thurh thone Frenciscan ceorl Hugon the seo hlefdige heafde hire gesett to gerefan. and se here tha burh mid calle fordyde. and mycele here huthe thær genamen."

みられる量目の最も重い方の鑄貨が残っている。ii) ウィルトン造幣所の Long Cross type は量目の重い方の鑄貨であり、初期の発行に属すると考えられる。それゆえ、1003年に町が焼かれる数年以前に、すでにこの造幣所の Long Cross type の製造が中止されていたとの推測も成り立つ、とペータソンが指摘し、さらに、ライアンもこういっている。<sup>84</sup> iii) *Anglo-Saxon Chronicle* によると、1002年に24,000ポンド、1007年に30,000(36,000)ポンドのデインゲルドが支払われている。<sup>85</sup> いま、ドリイ(やペータソン)の推定によれば、1007年は Helmet type の通用期間に属する。しかし、この様式の pening は、スカンディナヴィアでの出土数が、その前後に位置する Long Cross type, Last Small Cross type に較べて遙かに少ない。この事実をどう説明するのか、と。

7) 要するに、定期的な改鑄期に推定される各年代をつうじて、ドリイの主張は、情況証拠と、仮説と、積極的な主張をなす根拠としてはいかにも弱い史料を、恣意的にむすびつけただけのものである、と些か厳しい批判をペータソンが述べている。<sup>86</sup> 批判の当否はともかく、ドリイの仮説にそうした側面のあることは否定しえないであろう。

iii) しかし、ドリイの主張する6年周期説の最大の難点は、エセルレドの First Hand type と Second Hand type を別個の実質的な様式(substantive type)と見做す点にあるように思われる。

古銭学者たちの指摘するように、<sup>87</sup> この2様式の鑄貨——さらに Second Hand type と Crux type の中間の過渡的な様式と目される Benediction Hand type も含めて——の意匠(design)の違いはあまりにも微妙でありすぎる。参考図

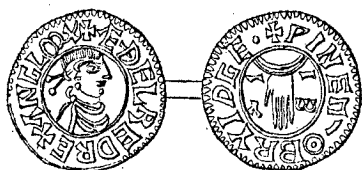
<sup>83</sup> Petersson, *A-S. Currency*, pp. 76-78.

<sup>84</sup> Lyon, *Brit. Num. Journal*, xxxix, p. 200.

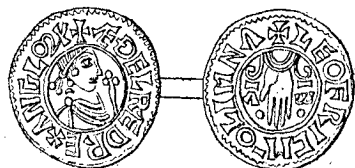
<sup>85</sup> Plummer, *Saxon Chronicles Parallel*, i, pp. 133, 138. なお、1007年の支払額については、E本が30,000ポンド、C本、D本が36,000ポンドとなっている。

<sup>86</sup> Petersson, *A-S. Currency*, p. 78.

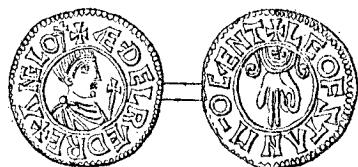
<sup>87</sup> 手許にあるものから拾うと、cf. C. E. Blunt, Review: *Commentationes de Nummis Saeculorum IX-XI in Suecia repertis*, i, *Numismatic Chronicle*, 7th ser. iii (1963), p. 267; Lyon, *Brit. Num. Journal*, xxxv, p. 37; id., *Brit. Num. Journal*, xxxix, p. 199; Petersson, *A-S. Currency*, pp. 81-84.



First Hand, Hildebrand type B 1



Second Hand, Hildebrand type B 2



Benediction Hand, Hildebrand type B.3

British Museum Catalogue においては、これらを同一様式 (Æthelræd II, type ii) 中の変化として分類している。<sup>88</sup>

Hand type の意匠にかんしては、ペータッソンがつぎのようにいっている。<sup>89</sup>

1) 铸貨の通用期間を制限することは国家にとっての収益を意味する。したがって、そのばあい、国家にとって是非とも必要な事柄は、連続した、もしくは比較的接近した様式 (type) の铸貨が相互にはっきりと区別できることでなければならない。では、2) 人びとは何によって新・旧貨を区別するのか。銘文 (legend) による区別はあまり有効ではない。識字率の問題があり、とくに、同一国王の治世下では、表面の名前はみな同じである。また、表面の肖像にも一般的に大きな違いはない。最も顕著な違いの認められるのは、裏面中央の field

88 Grueber and Keary, *Catalogue of English Coins in British Museum. A-S. Series.*, ii, pp. 203-204. Second

Hand type は Æthelræd II, type ii. var. d., Benediction Hand type は type ii, var. f. となっている。

89 Petersson, *A-S. Currency*, pp. 79, 82-83.

に描かれた図形(symbol)についてである。こんにち、古銭学上の様式の分類が、原則として、この裏面の図形によってなされているのも理由はそこにある。とすれば、3) First Hand type, Second Hand type, (Benediction Hand type) を較べてみたばあい、共通して手(Hand of Providence)のモチーフが非常に強く、やはり、同一の期間通用した(同一様式の)鋳貨と考えるのが妥当ではないか、と。さらに、彼は、4) 量目変動の実態からみても、First Hand type, Second Hand type が別個の様式に属するとはいえない、ともいっている。<sup>90</sup>

もちろん、こうした難点をドリイが知らないわけではない。知っていて、何とか解決しようと努めている。それは、この問題にかんする彼の論文の数が非常に多いことから分かる。<sup>91</sup>ただ、古銭学的な証拠によって解明できる精々のところは、各様式の時間的な前後関係(と大凡の年代)を明らかにすることまでであり、そのことが直ちに First Hand type と Second Hand type が別個の実質的な様式であることの証明にはならない、という弱みがある。

## VII

さて、以上で、エドガの幣制改革にかんするドリイの主張が、いかなる証拠と根拠にもとづくものか、また、彼の主張のうち、「仮説」と見做さるべき部分——すなわち、1) 新しい貨幣制度がエドガによって973年秋に実施されたこと、2) 特定様式(type)のpeningの通用期間(改鋳の間隔)が11世紀初めまでは6年間であったこと、3) 新・旧貨の交換が強制的であったこと、つまり、新鋳貨の発行により、旧貨が即時的に廃貨されたこと——が、かなり説得的・魅力的な一面をもちながらも、なお、現存の記述的・古銭学的史料によ

<sup>90</sup> Petersson, *A-S. Currency*, pp. 148-152.

<sup>91</sup> 現在わたくしの手許にあるだけでも5篇を数える。1) Dolley and Elmore Jones, *Commentationes de Nummis*, i, pp. 175-186. 2) Dolley, A Small Parcel of First Hand Pennies of Æthelræd II from the 1863 Ipswich Hoard, *Brit. Num. Journal*, xxxiii (1964), pp. 34-38. 3) id., New Light on the Mullingar Find of Hand Pence of Æthelræd II, *Brit. Num. Journal*, xxxv (1966), pp. 12-21. 4) id., An Unpublished Link between the First and Second Hand Types of Æthelræd II, *Brit. Num. Journal*, xxxv (1966), pp. 22-24. 5) id., *A-S. England*, 2, pp. 145-146.

っては十分に立証されていないこと、多少強引な推論にもとづく部分も混じっていること、を説明してきた。

ところで、かりにドリイの主張にみるような、周期的な鑄貨の様式の変更と、それにもなう旧様式の pening の廃貨、新貨への即時的な交換が、6年間隔で、しかも半世紀にも互って実行されていたものとすれば、是非とも説明を要するもう1つの重要な問題が生じてくる。それは、同時代の報告的史料、就中、法典に、これらの事柄への言及がまったく見当たらないことである。

新・旧貨の周期的・強制的な交換が、王権（政府）によって実行されていた、あるいは、少なくともまさに実行に移すべく計画されていたとすれば、同時代のエドガア、エセルレド二世、クヌートの各法典に、その事 (renovatio monetae) 自体、もしくはそれに関連して生起が予想される諸種の事態・事件への言及が当然あってしかるべきである。しかし、現実には、そのような事態を明示する法文は存在しない。これはいかにも不自然である。また、この疑問にたいする説明も、グリアスンによる問題の提起<sup>92</sup> (1962年) にもかかわらず、ドリイによっても、彼の主張を支持する古銭学者たちによっても、まったくなされていない。不問に付されたままである。したがって、以下、この問題に少しく立ち入って考えてみよう。

i いま、新・旧貨の周期的・強制的な交換に言及する同時代の法文がないことを指摘した。しかし、これは貨幣（ないし貨幣制度）に言及した法文が一切ないということではない。かなりの数の法文がそれにふれている。ただ、「新・旧貨の周期的・強制的な交換」と「それに関連する事態」を直接的に明示する法文が存在しないだけのことである。それゆえ、ここでは、まず、1) 現存の同時代の法典にみられる貨幣（ないし貨幣制度）への言及の内容を明確にし、ついで、2) それらがドリイの主張するような貨幣制度の改革とどのような係わり合いをもっているのかを吟味してみよう。

法文の内容（要旨）と原文を時代の早い方から順に記すと、

92 Grierson, *Numismatic Chronicle*, 7th ser. ii, pp. x-xi.

<sup>93</sup>  
\* エドガ王第Ⅲ法典, 第8条 a) 王国をつうじて1つの鑄貨が流通すべきであり, b) 何びともその受領を拒否してはならない。(and ga an mynet ofer calne thæs cynges anweald, and thane nan man ne forsace;)

\* エセルレド王第Ⅲ法典, 第8条, 同条第1項, 第2項 a) その行為が禁止されたあとで, 偽造鑄貨の製造を行なった造幣人の処分について (彼に責めがあるときは死刑に処すべきである)。b) 国王以外の何びとも造幣人をもつことができない。(8. And ælc mynetere, the man tihth, thæt fals feoh sloge, syththan hit forboden wæs, gange to thrimfealdan ordale; gif he ful beo, slea hine man. 8-1. And nan mann ne age nænne mynetere buton cyng. 8-2. and ælc mynetere the betihtlad si, bigge him lath mid XII oran.)

同法典, 第16条 森やその他の場所で仕事をした造幣人は, 国王が彼を許すのでなければ, その生命を失う。(and tha myneteras the inne wuda wyrceþ oththe elles hwær, thæt tha bion heora feores scyldig, buton se cyning heom arian wille.)

<sup>94</sup>  
\* エセルレド王第Ⅳ法典, 第5条, 同条第1項, 第2項, 第3項, 第4項 a) 品位と量目に欠陥のある (inpurum et minus appendens) 貨幣の, 製造人, 製造を依頼した人物, 極印を彫った人物の処分に差をもうけない。b) これは賢人会議 (sapientibus omnibus) の見解である。c) この件で訴追されたばあいの雪冤方法について。d) 有罪の造幣人はその手を失う (monetarii cur manum perdant)。e) 森やその他の場所で仕事をした造幣人 (monetarii) は, 国王が彼を許すのでなければ, その生命を失う。

同法典, 第6条 a) 王国内のどこで造幣されたものであろうと, 純良な品位の正しい量目の貨幣 (pecuniam puram et recte appendentem) の受領を何びとも拒否してはならない。b) 違反者は国王への不従順と見做される。

同法典, 第7条, 同条第1項, 第2項, 第3項 a) 品位と量目に欠陥のある貨

93 以下, 法典の引用はつぎの刊本による。Felix Liebermann hrsg., *Die Gesetze der Angelsachsen*, Bd. I, Halle, 1898 (1903)-1916, (Unveränderter Neudruck 1960), SS. 200-371.

94 エセルレド王第Ⅳ法典は, 1114年項のラテン語訳本 *Quadrupartitus* しか残っていない。したがって, 必要と思われる語句のみ原文 (つまり, ラテン語訳文) を記しておく。

幣を市場町へ持ち込んだ商人 (*mercatoribus, qui falsum et lacum afferunt ad portum*) の処分について。b) 商人が無実であったばあいには、純良な品位の正しい量目の貨幣に両替しなければならない (*cambiat ab institutis monetariis purum et recte appendens*)。また、c) 上記の不正を関知していた市場町の役人 (*portireue qui falsi huius consentanei fuerint*) の処分について。

同法典、第8条 デイン人たるとイギリス人 (*Anglis*) たるとを問わず、司教、エアール、エアルドルマン、すべての役人にたいし、国王は (*rex suadet et mandat episcopis suis et comitibus et aldermannis et prepositis omnibus*)、上記のような悪貨を製造し、国内に広める者たちを (*illis qui tale falsum operantur et portant per patriam*) 監視するように命ずる。

同法典、第9条、同条第1項、第2項、第3項 a) 造幣人 (*monetarii*) の数を従来より減らすべきであり、すべての主要な市場町に (*in omni summo portu*) 3名、すべての他の市場町に (*in omni alio portu*) 1名とすべきである。b) 造幣人は彼らの下働き人 (*suboperarios*) による純良な品位の正しい量目の貨幣の製造に (*purum faciant et recti ponderis*) 責任をもたねばならない。そして、c) 市場町を管理する者 (*ipsi qui portos custodiunt*) はつぎの事柄を監視しなければならない。すなわち、すべての量目が国王の造幣所においてとられている量目にしたがって圧印される (*omne pondus sit marcatum ad pondus quo pecunia mea recipitur*) こと [1ポンドが15オーラを含む (*XV ore libram faciant*) こと] をである。

\* エセルレッド王第V法典、第26条第1項 国中をつうじて貨幣の改善がなされるべきである。(*and ymbe feos bote æghwær on earde*)

\* エセルレッド王第VI法典、第31条 貨幣の改善を真剣に考慮する。(*Wutan eac ealle...ymbe feos bote smeagean swythe georne:*)

同法典、第32条第1項 貨幣が改善され、一切の偽造をまぬがれた1つの铸貨が国中に流通すべきである。(*and swa ymbe feos bote, that an mynet gange ofer ealle thas theode butan ælcon false.*)

\* クヌート王第Ⅱ法典, 第8条, 同条第1項, 第2項 a) 貨幣の改善を真剣に考慮すること, それについては, b) 国中をつうじて一切の偽造をまぬがれた1つの铸貨が流通すべきであり, c) 何びともその受領を拒否してはならない。(Uton eac ealle ymbe...feos bote smeagan swythe georne: ...and swa embe feos bote, thaet an mynet gange ofer ealle thas theode butan ælcan false; and thaet nan man ne forsace.) d) 偽造した铸貨の製造を行なった者は, 彼の手を失う。(And se the ofer this fals wyrce, tholige thæra handa, the he thaet fals mid worhte; and he hi mid nanon thingon ne gebicge, ne mid golde ne mid seolfre.) e) 偽造した铸貨の製造を認めた役人の雪冤と処分について。(And gyf man thonne thære gerefan teo, thaet he be his leafe thaet fals worhte, ladige hine mid thryfealdre lade; and gyf seo lad thonne berste, hæbbe thone ylcan dom, the se the thaet fals worhte.)

ii さて, 紹介した法文の内容を箇条書に整理すると,

まず, 铸貨の流通について,

1) 貨幣の改善が真剣に考慮されなければならないこと, 2) 具体的には, 王国をつうじてただ1つの铸貨が流通すべきであること, 3) 通用を認められた唯一の「法貨」については, 何びともいえどもその受け取りを拒否できないこと, 法典の別の表現を借りれば, 王国内のどこで造幣された铸貨であろうと, 純良な品位の正しい量目の貨幣の受領を拒否してはならないこと, 拒否したばあいには, それは国王への不従順と見做されること, 他方, 4) 品位と量目に欠陥のある铸貨(悪貨・偽造貨)を市場へ持ち込んだ人物には蔽罰が科せられ, 彼の無実が判明したばあいにも, 最小限, 損失を被って「法貨」への両替が強制されること, が明記され,

さらに, 铸貨の製造についても,

1) 国王以外の何びとも造幣人をもちえないこと, 2) 造幣人の人数, 分布, 職務の一端——ただし, 造幣人(mynetere, monetarius)なる人物の実態はかならずしも明確ではない——, 3) 司教, エアルル, エアルドルマン, すべての役人, および各市場町の管理者の造幣にかんする監督義務, 4) 所定の仕事場

(造幣所) 以外で鑄貨の製造(偽造)を行なった造幣人への厳重な処分、<sup>95</sup> 偽造した鑄貨の製造に関与した一切の人物(具体的には、監督者たる役人、製造を依頼した人物、製造した人物、極印を彫った人物)の処分、が規定されている。

ところで、いま一応の整理を行なった法文の内容を、幣制改革との関連において、さらに整理しなすと、どうなるであろうか。

1) 諸王法典から読みとれる最も顕著な特長は、鑄貨の製造と流通が王権(政府)の強力な統制下におかれていたこと、少なくとも王権がそのような強い志向をもっていたことである。これはアングロ・サクソン時代末期の貨幣制度を考察するうえで、基本的に重要な視座であろう。つぎに、2) 幣制改革との関連でとくに注目しなければならないのは、「王国をつうじて1つの鑄貨が流通すべきである」(III Eadgar, 8; VI Æthelred, 32-1; II Cnut, 8) という各王ごとに繰り返えられる法文であろう。つまり、法文が語っているのは、特定のそれぞれの時点において、イングランドでは、ただ1種類の鑄貨しか「法貨」として認められてはいなかったということである。これは非常に重要な事実である。ただ、問題になるのは、それでは「流通すべき1つの鑄貨」とは、具体的には何を指すのかということである。さしあたり、2つの可能性が考えられる。i) 銀貨 pening を指すとみる解釈と、ii) 特定様式 (type) の銀貨 pening を指すとみる解釈である。前者のばあい「1つの鑄貨」という表現は、外国製鑄貨、偽造鑄貨にたいして使用されているのであり、後者のばあいには、それにくわえて、廃貨された・旧様式の pening にたいしても使われているということになる。後者の意味に解すれば、それは、古銭学的な証拠の示す幣制改革の姿とも決定的な係わり合いをもつことになる。(古銭学的史料の物語るところとも考え合わせて)「1つの鑄貨」という表現は、おそらく「特定様式の pening」を指しているのであろうとわたしは考えている。さらに、3) この「1つの鑄貨」はその受け取りを法によって強制されており、受領拒否は国王への不従

95 同時代の偽造貨の実例は、cf. G. P. Warden, A Contemporary Forgery of Eadgar, *Brit. Num. Journal*, xxxi (1962), p. 159.

順の行為と見做されている。ここにおいて、銀貨 pening は、明らかに、言葉<sup>96</sup>の十分な意味での「一般的交換手段」として機能しているのである。

### VIII

エドガァの幣制改革について「証拠」と「仮説」それぞれの吟味を、ひとまず終えたところで、如上の検討から浮かび上がってくる改革の全体像を、いまいちど整理してみよう。

まず、同時代の法典から明らかになった事実は、1) 王権(政府)が鑄貨の製造と流通の統制に並々ならぬ関心を払っていること、2) 銀貨 pening の造幣が国王の独占的な特権をなしていたこと、3) この特権を侵害する者への処分がきわめて厳しかったこと、4) 具体的には、王権によって、一定様式の、一定の品位と量目をもつ鑄貨が独占的に発行され、これが受領強制をともなって強制的に流通せしめられていた(少なくとも、王権がそのような強い志向をもっていた)こと、である。

つぎに、古銭学的な証拠から明らかになった事実は、1) 厳格に周期的であったか否かはともかく、ある期間において銀貨 pening の様式(type)が変更されたこと、1様式の持続期間は平均すれば6~7年になること、2) エドガァの改革以後、造幣所の数が殖やされ、分布にも一定の配慮がくわえられていること、これは、おそらく、様式の変更後(即時的だったか否かは不明であるが)新・旧貨の交換を容易にするための方策であったと考えられること、3) 銀貨 pening がその金属価値よりも過大に評価された鑄貨(overvalued coin)であったこと、である。

以上は「証拠にもとづく」事実といってよい。これらのいわば確かな「事実」に、1) 新しい貨幣制度が973年の秋に始まり、2) 6年周期で pening の様式が変更され、それにともなって旧貨が即時的に廃貨され、新・旧貨の強制的な交換が行なわれた、という「仮説」がくわわってくる。このドリイの仮説

96 拙稿、「アングロ・サクソン鑄貨の機能について」、神戸大学・経済学研究(年報),20, 144-147ページ,を参照。

はたしかに魅力的な一面をもっているが、同時に、第Ⅵ節で言及したような種々な難点をも含んでいる。973年に始まる6年周期の改鋳期を立証するために彼が引用する証拠の使い方には、かなり恣意的な側面が目立ち、とくにエセルレドの First Hand type と Second Hand type をそれぞれ別個の実質的な様式 (substantive type) と見做す分類には、相当な無理があるように思われる。

しかし、ドリイの仮説を受け入れるにしろ、受け入れないにしろ、ともかく、ある期間（平均すれば6～7年）をおいて銀貨 pening の様式が変更されたのは間違いのない事実であり、また、法典に繰り返し規定される「王国をつうじて1つの鋳貨」という表現が、(われわれの考えるように) 特定様式の pening を指しているのであれば、新貨の発行によって、旧貨が原則的に通用力を失ったことは確実である。そのうえ、造幣所数の増加も、新・旧貨交換の便宜をはかった措置と考えるのが妥当であるならば、どの程度「即時的」であったか否かは別にして、何らかの方法で新・旧貨の交換が実施されていなければならない。だが、この点にかんしては、法典にも、その他の記述史料にもまったく言及が見当らない。とすれば、新・旧貨の交換は、具体的にはどんな仕方で行われていたのであろうか。

史料の在り方が既述のようであるとすれば、証拠に即して考える可能性は、政府（王権）のいわば「行政指導？」に依存する方法しかないであろう。具体的にいえば、政府（王権）が各地の造幣人に打型 (die) を供給する、その供給の仕方をつうじて、旧貨から新貨への移行をコントロールする方法である。<sup>97</sup> 手順はこういうことになると思う。1) 特定様式の pening を発行したのち、ある期間が経過する（あるいは、何らかの必要が生じる）と、新様式の die を政府（王権）が製作して各地の造幣人に供給し、期日を指定して、その期日以降は新様式の die のみを使用するように命令する。他方、2) 流通面にかんしては、政府（王権）の役人の関与する支払い（たとえば、税金、罰金、賠償金など）について、新貨のみが有効な支払手段となりうることを定めておく。また、

97 Grierson, *Numismatic Chronicle*, 7th ser. ii, p. xi.

一般的にも、新貨のみが「法貨」であることを周知させる。（法典に頻出する「王国をつうじて1つの鑄貨が流通すべきである」との規定を、「1つの鑄貨」=「特定様式の pening」と解釈する。）このようにすれば、新・旧貨の交換が、かなりのていど促進されるはずである。ただ、3) こうした方法は、ある程度まで随時的な新・旧貨の交換への配慮を必要とする。この点については、970年代以降の造幣所数の急速な成長と分布の変化も、「随時的」な新・旧貨の交換を想定することによって、よりよく理解できるのではないか、「定期的」・「即時的」な交換ならば、造幣所数はもっと少なくてよく、分布の網目ももっと粗くてもよかったはずである、という意見がある。<sup>98</sup>

## IX

最後に、幣制改革の狙い（意図）が何であったのか、少し考えてみよう。ただし、狙いが改革の当初（エドガァの時代）からはっきり定まっていたのか、あるいは徐々に定まっていたのかの問題は、ここでは一応ふれないことにする。

さしあたり、2つの狙いが考えられると思う。1) 経済的な効果と、2) 政治的な効果である。

### i 経済的な効果。

明らかにしてきたような貨幣制度の最大の狙い（効果）は、やはり、王権（政府）にとっての収入の確保であったと思う。言い換えると、銀貨 pening の発行を徴税手段として活用することにあったと思う。その点、エドガァの幣制改革以後の pening が、1) 鑄貨の額面価値が金属価値を上回っている、2) 鑄貨の有効性に時間的・空間的な制限がくわえられている、3) 鑄貨の受領が法によって強制されている、という担税貨幣 (tax money, monnaie impôt) の基本的条件を完全に具備していたことに疑いはない。この点については、すでに別の機会に言及した。<sup>99</sup>

98 Grierson, *Numismatic Chronicle*, 7th ser. ii, pp. xi-xii.

99 前掲拙稿、「貨幣の徴税機能について」、38-58ページ、を参照。

ドリイもまた、幣制改革の徴税上の効果を、*Norman Conquest* (1966) においては<sup>100</sup>きりと指摘している。彼は、まず、エドガアの幣制改革の基礎をなす原理が、1) ある特定の時期に流通する鋳貨はすべて同一の様式 (type) ないし意匠 (design) をもたねばならず、2) それが定期的に回収されて、明瞭に区別できる新しい意匠の鋳貨に代替されなければならなかったこと、3) 外国製鋳貨の流通が強力に阻止されたこと、4) pening がある程度その金属価値よりも過大に評価されていたこと、からなっていたという。

そして、そのことから必然的に、鋳貨の様式の変更は、それを発行する当局にとって、つぎの3つの手段により利益の源泉になりえたという。すなわち、

1) 旧貨を新貨に交換するさいの割引によって、2) 新貨の量目を引き下げることによって、3) 新貨の品位を落すことによって、である。ただ、現実には、これらの方法がすべて用いられたわけではなく、品位の貶質などは、エドワード (1042-1066 年) の治世の初期を一時的な例外として、実行された形跡がほとんどない。また、量目の引き下げについても、新様式の鋳貨の発行ごとに恒常的に量目が引き下げられていったのではなく、たとえば、997 年 (?) の Crux type から Long Cross type への移行のように、逆に量目が引き上げられた事例もある<sup>101</sup>。そして、このような量目の引き上げすら可能にしたのが、新旧貨の交換にさいして行なわれた (たとえば、旧貨12枚にたいして新貨10枚を交換するというような) 割引であった、とドリイはいっている。もっとも、品位と量目の問題は古銭学的に実証可能な事柄であるが、他方、割引の問題は、記述史料の言及が皆無な以上、純然たる推測の領域にとどまらざるをえない。

100 Dolley, *Norman Conquest*, pp. 8-9. 以下、この問題については、主として彼の所説を紹介する。ただし、彼は tax money という言葉を使っていない。

101 Dolley, *Norman Conquest*, p. 9. もっとも、鋳貨の量目の測定はかならずしも単純な問題ではない。

1) どこに収集されている標本を対象にするか、2) 量目の基準値に、平均値をとるか、最頻値をとるか、などによって、結果が大きく変動することがあるからである。ただ、問題の Crux type と Long Cross type のばあいには、試験者と標本の組合せによって数値に差異はあるものの、量目が増加しているという結果は一致している。なお、この問題については、つぎの小稿を参照していただきたい。「貨幣の徴税機能について」、51-56ページ、「イギリス中世初期貨幣史研究の新傾向」、国民経済雑誌、130巻4号、99-106ページ。

ただ、蓋然性は高いように思う。

ii 政治的な効果。

王権（政府）の強力な統制を特長とする、統一的な貨幣制度を実施するためには、その前提として、政治的・軍事的支配の確立が是非とも必要なことはいうまでもない。この点、とくに注目すべき事柄は、そのような貨幣制度が、よしんば（傑出した支配者であった）エドガァの時代に創始されたにしても、（無能と称される）<sup>103</sup>エセルレド二世の不安定な治世にも崩壊することなく、むしろ維持・発展させられているという事実である。これはアングロ・サクソン時代末期のイギリス史を研究するうえでの、1つの重要な視点をなすと思う。

とともに、このような統一的な貨幣制度の実施は、その狙いが、たんに王権（政府）の収入の確保という経済的な効果のみにとどまるものではなく、同時に、王権の支配の確かさ、国内統一の確かさを広く人びとに印象づけるための手段でもあったことが推測される。その根拠はこうである。1) 幣制改革以後の銀貨 pening には、表面に国王の肖像が圧印されているのが通例であり、例外はエセルレドの治世の末期——ドリイの周期では1009年発行——の過渡的な様式の Agnus Dei type のみである。これは、改革以前の pening と較べて、一見して明白な違いである。改革以後、国王の肖像が決まって圧印されるようになった理由が奈辺にあるのか、もとより想像の域を出ないが、もしかすると、銀貨に圧印された肖像は、支配者たる国王のいわば「御真影？」に相当するものだったのかも知れない、ということが考えられる。また、2) pening の発行を徴税手段として利用するさいに、鋳貨の品位を落す方法があるにもかかわらず、歴代諸王がほとんどそれを採用していないこと、同様に、3) pening の量目が、新様式の鋳貨の発行ごとに引き下げられていたのではなく、ときには引き上げられた事例のあることも、銀貨 pening の良質さが、そのまま王国の安寧を象徴すると一般に受け取られがちな点を、王権（政府）が考慮した結果かも知れないからである。

102 前稿、「エドガァ王の幣制改革について（その1）」、国民経済雑誌、133巻2号、63ページ、を参照。

103 たとえば、Stenton, A-S. *England*, 3rd ed., p. 395. などを見るとよい。